

徳島県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 6	由岐大西	阿南市福井町露口七六番三地 先から 同 大宮一七七番地 先まで	一、六四四・一	令和七年三月二十五日